

資循第 334 号の 2
令和 5 年 5 月 11 日

郡市医師会長（新潟市を除く）様

新潟県環境局資源循環推進課長

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの改定について

標記について、別添のとおり改定された旨、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありましたのでお知らせします。

なお、本マニュアルは下記ホームページでも公開されております。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

担当：産業廃棄物係 関 電話：025-280-5161
